

WordPress 4.9.6 が利用可能です！ [今すぐ更新してください。](#)



Action required: You've installed Shareaholic for WordPress. We're ready when you are.

[Get started now »](#)

コメント “四季の移ろい” の検索結果

Akismet が障害を検知しました。

一部のコメントが Akismet のスパムチェックを通されていません。一時的に承認待ち状態になっており、後ほど自動的に再チェックされます。

[Akismet の設定](#)を確認して、問題が継続するようであればウェブホストにご確認ください。

NGFB Note

You are using PHP version 5.3.3 — [this PHP version is outdated, unsupported, insecure](#) and may lack some important features. If possible, please update to the latest PHP stable release (or at least version 5.6). This notice may be dismissed for 1 か月.

✕ Dismiss

すべて (14,335) | [承認待ち](#) (6,811) | [承認済み](#) (7,524) | [スパム](#) (0) | [ゴミ箱](#) (0)

四季の移ろい

コメントを検索

一括操作 ▾

適用

すべてのコメントタイプ ▾

絞り込み検索

スパムチェック



374個の項目



18

/ 19



<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.75.210.203	余命さん、スタッフのみなさん、 <small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。 言い訳では無く事前にお詫びです。余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」の答えを考えましたが、余命さんスタッフさんが処理にとても困ると思われる長文に成りました。でも余命さんに呆れられるの前提でこれから投稿致します。そして方向性が益々明後日かもです。申し訳ございません。 それと公安調査庁が何処に絡んで来るかを知りたくて幾つか読んだのですが、何だかさっぱり判りませんでした。でも他もよく判っていないです。 もしもう締め切り過ぎていてorそもそも要らなかったらお手数お掛け致しますが読まずに消去破棄宜しくお願ひ致します。果てし無く重ね重ね申し訳ございません。今迄の事含め本当に申し訳ございませんでした。(四季の移ろい)	1332 東京地検の回答 投稿を表示  58	2017年1月9日 9:17 AM

作成者 コメント コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/> <div data-bbox="199 85 271 159"> </div> <p data-bbox="284 91 448 159"> 四季の移ろい 6 が承認 </p> <p data-bbox="199 170 448 349"> earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.97.105.2 </p>	<p data-bbox="485 91 1118 174"> 余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。 </p> <p data-bbox="485 197 1118 875"> ストーカー大量迷惑投稿人間です。 質問なのですが、余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」の締め切りは10日または9日または念の為8日までなののでしょうか。何卒もう一度考えさせて頂きたいのです。 今は年末年始のため熟考時間が足りないかもです。来年明けの思考に成りますが、どうしても警察庁に告発状提出の考えが捨てきれなくて...。高検より上とかさっぱり解っていませんが兎に角外患罪と尖閣漁船事件を読み込みまして色々考えたいのです。 頭悪いから余命さんが仰る事もろくに読み込めてないしなんか超間違いだとうっすら解ってはいても自分の答えを出したいのです。 末端の、何の益にも成らないいち読者の立場も弁えず申し訳ございません。だから自分の行為が迷惑でしたらそれはそれで教えて頂く事は可能でしょうか。我が儘な事を言っているのは十分に判っております。 何卒宜しくお願い申し上げます。(四季の移ろい) </p> <p data-bbox="485 898 1118 965"> 承認する 返信 クイック編集 編集 スパム ゴミ箱へ移動 </p>	<p data-bbox="1155 91 1329 197"> 1332 東京地検の回答 投稿を表示 </p> <div data-bbox="1155 208 1246 264"> 58 </div>	<p data-bbox="1369 91 1533 159"> 2016年12月 30日 8:18 AM </p>
<input type="checkbox"/> <div data-bbox="199 1003 271 1077"> </div> <p data-bbox="284 1010 448 1077"> 四季の移ろい 6 が承認 </p> <p data-bbox="199 1088 448 1267"> earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.156.19 </p>	<p data-bbox="485 1010 1118 1093"> 余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。 </p> <p data-bbox="485 1115 1118 1294"> 「頭が痛い。」原因の一端を相当担った嘘つきのもう投稿しません人間です。 今回は約1,000文字に成ります。申し訳ございません。そして先日はストーカーの如く大量迷惑投稿をしてしまい申し訳ございませんでした。 </p> <p data-bbox="485 1317 1118 1653"> また二つ気に成る箇所がありまして。 まず返戻理由書後段の。 『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』の『かなり具体的な』です。 これの意味の掛かる所ですが、発言犯罪と国会見解武力行使の『因果関係』に掛かると云うよりも、文そのまんまで、外国からの武力行使or武力行使しようとした『事実』の方に掛かっているのかな?と。 </p> <p data-bbox="485 1675 1118 1973"> つまり検察は中国の『かなり具体的』な戦闘行為or戦闘行為をしようとした事実を待っているのかな、と。 尖閣上陸とか。 余命さん確か以前中国事案はちょっと弱いな事を仰ってませんでしたっけ?勘違いでしたらごめんなさい。 それに安倍さんはそこ迄は許すかもと余命さん仰ってましたもんね。 </p> <p data-bbox="485 1995 1118 2141"> もしそうならば理由書後段解釈は、発言犯罪と国会見解武力行使との因果関係を証明しようも、中国事案は今の段階では表現の自由でかわされてしまい時期尚早。だから中国のより明確な戦闘行為orしようとし </p>	<p data-bbox="1155 1010 1329 1115"> 1332 東京地検の回答 投稿を表示 </p> <div data-bbox="1155 1126 1246 1182"> 58 </div>	<p data-bbox="1369 1010 1533 1077"> 2016年12月 28日 9:04 AM </p>
<input type="checkbox"/> 作成者	<input type="checkbox"/> コメント	<input type="checkbox"/> コメント先	<input type="checkbox"/> 投稿日時

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

た、を待ちましょう。と検察は言いたかった？て事なのかな、と。

発言だけ犯罪ではより明確な戦闘行為orしようとした事実じゃないと兼ね合いが取れない、って。

すると理由書解釈以降の警察云々は要らないか〜、と。最初はてつきり警察をすっ飛ばさないで下さい的返戻理由書と思ったのですけれども。(あ、前段解釈はそのままOKと思いました。)

それと『表現の自由』の解釈からタガが外れて人権や差別にまで解釈が及んだ事は、間違いだと気付きました。

『発言』犯罪だから『表現の自由』なのに。

人権や差別まで出したら全ての告発内容に被ってしまう。

被告発人側は全ての告発に於いてその事を訴えてくると思いましたが。

在日本朝鮮人人権協会の文章引用含め、自分の感情的には言いたかった事は間違いでは無かったのですけどね〜。

ですので自分テストの解答は間違いだと自分確信済みの為、もう全てさよならして頂けるとありがたいです。それになんかいつもいつも皆さんの投稿を読んでいると、自分の無知バカっぷりに本気で泣きそうです。

申し訳ございませんでした。


(四季の移ろい)

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

 **四季の移ろい**
6 が承認
earth.a.d-
wolfsblood-
greenhill@docomo.n
e.jp
49.97.107.185

余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち
一件宜しくお願い致します。

一般社団法人震災復興支援協会つながり
代表理事 勝又 三成
本部
宮城県仙台市青葉区小田原5-3-40-311
南三陸事務所
宮城県本吉郡南三陸町歌津字大沼218-85
南三陸事務所
宮城県本吉郡南三陸町歌津字泊浜110
お問合せ
info@tsunagari-project.com
<mailto:info@tsunagari-project.com>

今年4月21日付のNews U.S.さんの「【緊急拡散】熊本地震で自治体が悪質な在日韓国人団体に乗っ取られる!!!? とんでもないことが今被災地で起きてるぞ!!!」の記事で、代表が思いっきり在日だと言われていた事を思い出しました。この代表は2014年7月に暴行容疑で現行犯逮捕されています。こんな代表ですから固定スタッフにも通名在日か帰化二重国籍者がいるかもです(ググりましたがスタッフ情報は見つけれませんでした、だからあやふやな根拠ですみません)。

これ含めもし自分の今迄の通報? 全て、方向性を間違えていたらすみませんですしごめんなさいです...。
お手数おかけ致します...。
宜しくお願い申し上げます。(四季の移ろい)

1389 反日市民
グループ、その他
投稿を表示

0 171

2016年12月
19日 9:33 AM



四季の移ろい

6 が承認

earth.a.d-
wolfsblood-
greenhill@docomo.n
e.jp
49.97.107.185

余命さん、スタッフのみなさん、[スパムチェック待ち](#)

こんにちは。

以下一件だけですが宜しくお願ひ致します。

積水ハウス株式会社

代表取締役会長兼CEO 和田勇(わだ いさみ)

代表取締役社長兼COO 阿部俊則(あべ としのり)

本社

〒531-6008

大阪府大阪市北区大淀中1-1-88

梅田スカイビルタワーイースト

電話番号 06-6440-3111

恐らく何人もの方が投稿なさっているとは思いますが
念の為です。

多分一番有名な「ねずみ裁判」(日付を見ると2005～
2007年頃)で在日社員の存在が判っている会社です。

メンテナンス工事を依頼したお客さんに、在日社員が
壊れていない箇所を壊れていると嘘を付きぼったくり
をした挙句、お客さんがそれを問い詰めると在日社員
が自分の名前を日本語読みしたと切れ、お客さんを訴
えた事件です。

会社ぐるみで在日社員の詐欺を隠蔽し且つ差別問題に
すり替えました。NHKと東京新聞も会社と在日社員の
味方をし、「在日差別事件」として大々的に報道した
と色々なブログ記事で読みました。

お客さんは弁護士を探すにもあちこちで断られ、相当
なご苦労、辛い思いをなさった様です。...読んでいて
苦しかった、辛かった。

何卒宜しくお願ひ申し上げます。(四季の移ろい)

1381 在日企
業、パチンコ
関連企業
投稿を表示

0 126

2016年12月
19日 8:44 AM

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 6 が承認</p> <p>earth.a.d- wolfsblood- greenhill@docomo.n e.jp 49.97.107.185</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> 宜しくお願い致します。</p> <p>NPO法人ハヌルハウス 代表 前田憲二 東京都東京都西東京市ひばりが丘北四丁目1番9号 電話042-439-3090</p> <p>↑代表は映画監督で反日映画を製作。民団とも付き合いがあり民団新聞にインタビューやメッセージが掲載されています。</p> <p>「月下の侵略者」と云う反日映画製作にあたり、在日後援で同胞？とやらが1人あたり5千円ずつ寄付、公益財団法人韓昌祐・哲文化財団(マルハン会長)と医療法人八千代病院(理事長在日)からも巨額の製作費を受けています。</p> <p>このNPO法人、2014年5月以降は活動していない様ですが内閣府ホームページに掲載されていたので、一応。</p> <p>調べたけど判らなかつた、日本人かもで通名や帰化二重国籍関係無いかも知れませんが、すみません。宜しくお願い致します。 (四季の移ろい)</p>	<p>1389 反日市民グループ、その他</p> <p>投稿を表示</p> <p> 171</p>	<p>2016年12月 17日 9:10 AM</p>
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 6 が承認</p> <p>earth.a.d- wolfsblood- greenhill@docomo.n e.jp 49.97.107.185</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。 こんなちまちま一件だけですが、すみません。↓</p> <p>劇団・新宿梁山泊 代表 金守珍(きむ すじん) 劇団員↓ 金守珍、三浦伸子、渡会久美子、水嶋カンナ、広島光、染野弘考、小林由尚、申大樹、海老根寿代、加藤亮介、清水修平、金世那、佐藤梟、藤井由紀、松田洋治。 新宿梁山泊事務所 〒164-0002 中野区上高田4-19-6 ゴールデンマンション1F TEL : 03-3385-7971 MAIL : s-ryozanpaku@muc.biglobe.ne.jp</p> <p>↑以上です。この劇団の創設者でもある代表は唐十郎の弟子、2013年のインタビューで「在日朝鮮人たちが受けてきた差別・抑圧・怒りも芝居を通じて昇華させることができるように感じました」と話しています。李麗仙主演で反日本なお芝居も上演しています。</p> <p>ちまちま見つけたらまた送信致します。(四季の移ろい)</p>	<p>1383 芸能、スポーツ、ジャーナリスト</p> <p>投稿を表示</p> <p> 64</p>	<p>2016年12月 17日 9:01 AM</p>



四季の移ろい

6 が承認

earth.a.d-
wolfsblood-
greenhill@docomo.n
e.jp
1.72.7.171

余命さん、スタッフのみなさん、[スパムチェック待ち](#)

こんにちは。

「頭が痛い。」原因の一端を担った嘘つきもう投稿し
ません人間です。

ほんの微かなズレを直したいがためにまた訂正をさせ
て頂きます。

>だから『外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もし
くは武力行使しようとした事実)』は、外国軍からの
戦闘行為または外国軍が日本領土内に不法侵入し戦闘
行為をしようとしている。と解釈しました。 ×

>だから『外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もし
くは武力行使しようとした事実)』は、外国軍からの
戦闘行為または外国軍が日本領土内に不法侵入し戦闘
行為をしようとした。と解釈しました。 ○

しようとしている。

↓

しようとした。

以上です。

そして余命さんスタッフのみなさんのこと、自分の明
後日長文趣旨外れ我が儘投稿も、どなたかが絶対全部
目を通してきている筈。

だからただただ一言お詫びを。

頭を痛くしてしまい、果てしなく申し訳ございません
でした。

(四季の移ろい)

1332 東京地検
の回答

[投稿を表示](#)

0 58

2016年12月
15日 8:09 AM

<p><input type="checkbox"/>  四季の移ろい 6 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.72.7.171</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。 もう投稿しません人間です。 どうしてもここだけは外せない気がしましたので申し訳ございません。 この文章内の「武力行使」には理由書にあった単語の「事実」も付けないと不味いと読み直した際に思いました。</p> <p>> 『更には犯罪事実から導かれた』つまり上記の理由により発言等だけの犯罪事実と、国会見解による武力行使との『かなり具体的な』『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。 要するに発言等だけの犯罪事実の場合、相手が相手だけに表現の自由云々がうるさい。 だからその犯罪事実と武力行使とのよりはっきりした因果関係を検察官が裁判官に『証明』したいので、告発人に求めて来た。 ×</p> <p>> 『更には犯罪事実から導かれた』つまり上記の理由により発言等だけの犯罪事実と、国会見解による武力行使の事実との『かなり具体的な』『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。 要するに発言等だけの犯罪事実の場合、相手が相手だけに表現の自由云々がうるさい。 だからその犯罪事実と武力行使の事実とのよりはっきりした因果関係を検察官が裁判官に『証明』したいので、告発人に求めて来た。 ○</p> <p>以上に成ります。 嘘つきのもう投稿しません人間が今回、大変失礼且つ大変なご迷惑をおかけ致しました。 もうお詫びしかございません。 そして本当にありがとうございました。 (四季の移ろい)</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p> 0  58</p>	<p>2016年12月 11日 9:30 AM</p>
<p><input type="checkbox"/>  四季の移ろい 6 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.72.7.171</p>	<p>余命さんスタッフのみなさんやっ<small>スパムチェック待ち</small> ぱり何でも無いです。 申し訳ございませんでした。 ご迷惑おかけ致しました。 もう投稿しません。 本当に申し訳ございませんでした...。 (四季の移ろい)</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p> 0  58</p>	<p>2016年12月 10日 5:56 AM</p>

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 6 が承認</p> <p>earth.a.d- wolfsblood- greenhill@docomo.n e.jp 1.72.7.171</p>	<p>あちゃー余命さんスタッフさん、<small>スパムチェック待ち</small> またやった！</p> <p>>SNSに周囲の方達に図書館にあちこち色んな所色んな方法で×</p> <p>>SNSに周囲の方達に図書館に本屋さん巡りにあちこち色んな所色んな方法で○</p> <p>ごめんなさい！もうだめだ～ すみません！ (四季の移ろい)</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p> 58</p>	<p>2016年12月 10日 5:52 AM</p>
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 6 が承認</p> <p>earth.a.d- wolfsblood- greenhill@docomo.n e.jp 1.72.7.171</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。 今回は約600字を激しく超えました。申し訳ございません。 余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。</p> <p>「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。 疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)</p> <p>返戻理由書の内容解釈です。 まず前段ですが。 『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』つまり犯罪を成立させて処罰を与えたいのなら、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。 つまり検察官が裁判官に『疎明』するため、さらなる事実特定&証拠を告発人に求めて来た。</p> <p>『疎明』を使った理由は。 一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、事実&証拠を提出したいから。 で、なぜ証明より低い『疎明』なのか。 本来なら余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』だけで争いようがない位疑問の余地がなくて、確からしいの推測に達してはいる。 だけど今回検察側は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。 だからその後段の理由の分の事実&証拠を持って来て欲しい。 そうすれば構成要件事実&証拠全般が検察側が考える『疎明』レベルに達して起訴出来る。 つまり起訴を否定していない。</p> <p>後段ですが。 検察官さんも現状外患罪適用下を否定していません。</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p> 58</p>	<p>2016年12月 10日 5:26 AM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	<input type="checkbox"/> コメント	<input type="checkbox"/> コメント先	<input type="checkbox"/> 投稿日時

告発状にも記載されている国会見解の、日本の領土の一部に外国軍を不法に侵入させたときも外患誘致罪における武力行使にあたる、を理由書の『(もしくは武力行使しようとした事実)』の箇所で認めていますし。

だから『外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)』は、外国軍からの戦闘行為または外国軍が日本領土内に不法侵入し戦闘行為をしようとしている。と解釈しました。

この文章で、国会見解の外患誘致罪における武力行使を肯定しています。

ただ外患誘致罪適用下とは云え、『憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』つまり表現の自由など人権関係を被告発人側が持ち出してくるので、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』つまり予備や未遂罪を発言等だけの犯罪に適用したくても、表現の自由云々で適用を逃れる可能性がある。

『更には犯罪事実から導かれた』つまり上記の理由により発言等だけの犯罪事実と、国会見解による武力行使との『かなり具体的な』『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

要するに発言等だけの犯罪事実の場合、相手が相手だけに表現の自由云々がうるさい。

だからその犯罪事実と武力行使とのよりはっきりした因果関係を検察官が裁判官に『証明』したいので、告発人に求めて来た。

『証明』を使った理由は。

裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく事実&証拠(因果関係)を提出したいから。

で、何故疎明より高い意味の『証明』なのかは、やはり先程の表現の自由や人権云々疑いを払拭する位の事実&証拠(因果関係)が無いと起訴は厳しいから。

でもそれを裁判官に『証明』出来れば、それを含めた構成要件事実&証拠全般の『疎明』も裁判官に出来る。

つまり起訴を否定していない。

在日本朝鮮人人権協会(在日朝鮮人の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家による組織)のサイトを先程読みました。

2016年11月14日付一番新しい投稿内容より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政

策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」
「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

このような歴史認識から始まり様々な自由、人権、差別を持ち出して来る事を検察側は言いたかったのかな。国及び日本国民の安全と平和を超えてもきつと持ち出してくる、と。

因みに他の方の告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで幾つか読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の単語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。間違えていたらすみません。こんがらがりました。

今回の返送ですが、受付印に番号に担当無しに一見失礼な理由内容での返送は、実は身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは起訴出来ることを否定していない、と捉えました。

あくまで検察側が国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めた結果の善意の返送、が前提の考え方ですが。

確か大和会会長さん告発の単独告発状は横浜地検から返送時に不受理理由書はなかったけど、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は、東京地検は受付印他無しだったとは云え理由書を付けて返送して来ました。

横浜地検は意思表示をして来なかった(尤も会長さん呼び出しがあったから実際の真意は判りませんが)。

でも東京地検は理由書で意思表示をして来た。

そう考えると、今度は余命さん側で検察側の隠れた意思表示、本当の意図を汲んで次の行動を、意思表示を為さって下さい、何故ならこの理由書はただの難癖付け理由書ではないんです、そう云うことを実は言いたかったのかな?と思いました。

それから法務省サイトにある検察官の職務と、あと「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言の資料(2011年2月10日)」を少しだけですが読んだ時に思いました。

公益の代表者として数多くの権限を持つその職責。ご苦労ご心労。想像すら出来ません。そんな検察官の皆さんです、検察官としてのみならず同じいち人間いち日本人として、国民の声、意思表示を無視することに相当な辛い苦しい思いをなさっている方々も必ずいらっしやるはずだ、と。

でも。家族や大切な人達の身を晒してまでもしかしたら命を晒してまで危険な事をあからさまにするだろうか？正直余りにも大き過ぎて検察官の皆さんご自身にしか判りません。自分ごときが判る訳無い。以前テレビ関係の方の投稿がありました。その時にも考えましたし未だに自分には判りません。

そしてそう思った時にまた思いました。でも今回委任状をお送りなされた皆さんに告発人に名乗りを挙げた皆さん、寄付なされた皆さん、余命本を購入なされた皆さんにアマゾンレビューを書かれた皆さん、サポートブログの皆さんに普段から余命ブログやサポートブログに投稿なされている皆さんに読んでいる皆さん、デモに参加なさる皆さん、SNSに周囲の方達に図書館にあちこち色々な所色々な方法で拡散の為行動なされている皆さん。もう書ききれない。

日々の情報をマスコミに頼り未だ何も知らない日本人に気付いて貰おうと頑張るたくさんの皆さん。

そして皆さん何かを削って行動なされている、危険を晒して行動なされている、行動なさらなくてもお心を痛めている、もう色々たくさんあり過ぎて。

もう果てしない両側の皆さんの思い。

そのことどちらも考えた時にどちらも辛い、苦しい立場だ。考えただけで心臓が押し潰されそうになる。そうだ、じゃあせめて相手の心にも寄り添って考えることを少しでも忘れないようにしよう。だってどちらの日本人も戦っているんだ。日本人はみんな戦っているんだ。そう思いました。

先述の資料内容で「監査〈監察〉体制の確立」と云うものがありました。

検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関の提案が記載されていました。

そのまま転載は不味いかもと思いましたが自分で書きました、すみません↓

「組織案の例として。

- 1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。
- 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。
- 3.弁護人や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。
- 4.起訴事件の事後検証が出来る機能(例として公訴取消の勧告等)を付与。
- 5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。

6.機関構成員は検察官以外が望ましいけど、せめて裁判官や弁護士や研究者等外部からも任期制で選任(守秘義務等を課すなど準公務員レベルで)して構成員に加えるべき。」

これは、ひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。(尤もこの場合も怖いのは、この機関も不正や利権の温床に成ったら困る、なのですが。)

そう云った何かしらのひょうげさんご提案内容監査方法プラス同じくひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さん始めこの告発に真摯に取り組んで下さる司法側の方々やそのご家族の身の安全や保護も含めた手立ても必ず含め考えたい。

兎に角まずはひょうげさんご提案の内容は官邸メールで訴える、が最善の手立てなのでしょうか。

話は元に戻りますが理由書の、検察官が裁判官に『証明』と『疎明』をするためのさらなる事実特定&証拠のためには、検察ではなく警察へ告発状提出はどうなんだろう?と思い、もしかして検察側の真の意図は警察に提出して下さい、だったのかな?と思いました。告訴告発の受理権限者は検察官か司法警察員。

『捜査機関に対し』は勿論警察も含まれますもんね。警察は足も含めた捜査のプロです。

大まかですが金融や経済や知能犯、政治犯罪や高度な専門知識が必要な場合は検察官が良いとありました。あと独占禁止法違反と関税法違反は法律で検察と決まっているそうです。

でも基本は検察官と司法警察員のどちらでも良いのですね。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下幾つかありました。↓

- ・ 検察への直告は元々受理されにくい。理由は余りの忙しさに相当完璧な構成要件該当性をこちらから提出しないと捜査をやりたがらない、だからほぼ全て不受理に成る。

- ・ ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

- ・ 警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある。

↑これらを読んだらやっぱり警察?と。

それから『1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認』を読んでも警察の方が良いのかな?と。

気に成ったのは。↓

『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。

つまり一応、受理義務がある。(調べましたが検察官には、この受理義務と云うか規範みたいなものはありませんでした。自分のググり不足かも知れませんが。)

『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。

他の課には公安警察も含まれるのかな?とか。

『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」の(イ)で、受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。

を始め、司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容諸々とか(外患罪は時効がないから時効に関しては良く判らないですが)。

「2.移送」で、次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。

とか。

(余命さん側が東京地検に送付したのも確かそう云う理由がありましたね。)

↑とにかく最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。色々端折ってすみません。

とにかく一端受理したら(告訴告発の法的効果としても)司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること(刑事訴訟法242条)ともあります。↓

「(告訴・告発を受けた司法警察員の手続き)

第242条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」(wikibooksより)

しかも。↓

検察官には起訴・不起訴の通知義務(刑事訴訟法260条)と、請求があった場合の不起訴理由の告知義務(刑事訴訟法261条)があります。

「(告訴人等に対する事件処理の通知)

第260条

検察官は、告訴、告発又は請求のあった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「(告訴人等に対する不起訴理由の告知)

第261条

検察官は、告訴、告発又は請求のあった事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければなら

ない。」(以上共にwikibooksより)

起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あと『返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う』ですが、この件は余命さん側が最初に提出した告発状と証拠他で検察が起訴出来るけれども、タイミング(他の番号無しまっさらな初提出的告発状を警察に提出して受理後、検察へ書類や証拠が送付された時点で。とかかな?)が整った段階で東京地検へ再提出して下さい、なのかな。と思いました。

それから通常、刑事事件の告訴告発は事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は、国家の対外存立及び国民の安全と平和が懸かっている外患罪。事件が起きた管轄は日本そのもの。

だから警察へ国民の意思表示を添えた告発状を届けるのなら警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁なのだろうか?と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。

なんだかこのまま行くともう日本中の日本人の気持ち、後押し、意思表示総動員に発展しそうな勢いです。

長く成り申し訳ございませんでした。全て間違いだらけかもです。間違っていたら究極に恥ずかしいです。申し訳ございません。

前回までの投稿全て、消去なりなんなりお手数おかけ致します。重ね重ね申し訳ございません。

あと少しで新しい一年です。年末年始も美味しいものがたくさん。食事を美味しく頂くには成るべく元気な身体が一番。元気な身体を保つには普段から栄養たっぷり旬の食で滋養をつけるのが一番。日本の旬の食美味しい。一番。

だから余命さんスタッフのみなさん、出来るかぎり出来るだけ少しでも良いからでもやっぱり出来る以上に限りなくとにかくお身体は労ってあげて下さいませ。食は基本です。お願いいたします。

(四季の移ろい)

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.72.7.171</p>	<p>スパムチェック待ち >自分が更に納得出来るテストの答えを出したいので、すみません。x</p> <p>>自分に悔いが残らないよう更に納得出来るテストの答えを出したいので、すみません。o</p> <p>ごめんなさい...。 (四季の移ろい)</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p>0 58</p>	<p>2016年12月9日 4:16 PM</p>
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 1.72.7.171</p>	<p>スパムチェック待ち 余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。</p> <p>昨日自分が最後に投稿したのですが、返戻理由書の内容解釈にもう少し付け加えたいので本日夜に直してもう一度投稿致します。</p> <p>素っ頓狂で長ったらしい文章だし多分答えも間違えているし余命さんがテストを行った主旨から超脱線していると思いますし「また？勘弁してくれ。」と呆られるの覚悟ですが、自分が更に納得出来るテストの答えを出したいので、すみません。</p> <p>お手数をおかけ致します。 我が儘でごめんなさい。 (四季の移ろい)</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p>0 58</p>	<p>2016年12月9日 4:05 PM</p>
<input type="checkbox"/>  <p>四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.140.137</p>	<p>スパムチェック待ち 余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。</p> <p>今回は約600字を激しく超えました。申し訳ございません。</p> <p>余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」、再考致しました。</p> <p>「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。 疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)</p> <p>返戻理由書の内容解釈です。 まず前段ですが。 「捜査及び犯人の処罰を求める場合」つまり犯罪成立させたいなら、刑罰法令が定める構成要件事実(客観性とあと外患罪と云えどもやはり主観性も?)をもう少し具体的に特定&もう少し具体的な証拠を元に裁判官に「疎明」したいので、もう少し事実特定&証拠を告発人側に求めて来た。</p> <p>「疎明」の単語を使った理由は、一応確からしいとの推測を裁判官が得られる状態に達するよう、証拠を提出したいから。 で、なぜ証明より低い「疎明」なのかは、構成要件事実と証拠に関しては争いようがない位疑問の余地がな</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p>0 58</p>	<p>2016年12月8日 11:59 PM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	<input type="checkbox"/> コメント	<input type="checkbox"/> コメント先	<input type="checkbox"/> 投稿日時

く推測レベルで公訴には充分だから。
だからさらにもう少し事実特定&証拠を持ってくれば推測状態に達する、そうすれば公訴出来る。公訴を否定していない。

後段ですが。
それから検察官さんも現状外患罪適用下を否定していません。
告発状にも記載されている国会見解の、日本の領土の一部に外国軍を不法に侵入させたときも外患誘致罪における武力行使にあたる、を理由書の「(もしくはは武力行使しようとした事実)」の箇所ですべて認めています。

ただ外患誘致罪適用下と云えども発言等のみだと、表現の自由など人権関係を持ち出して適用を逃れる動きが被告発人側から出てくる可能性がある。
だから表現の自由云々が厄介だから、発言等のみの犯罪と(国会見解の)武力行使との、より具体的でさらなる因果関係の「証明」を裁判官にしたいので必要、と告発人側に求めて来た。

「証明」の単語を使った理由は、裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく証拠(因果関係)を提出したいから。
で、何故疎明より高い意味の「証明」なのかは、やはり先程の表現の自由や人権云々疑いを払拭する位の証拠(因果関係)が無いと公訴は厳しい。
でもそれがクリア出来れば公訴出来ることを否定していない。

因みに他の方の告発状不受理理由書をネットで幾つか読みましたが「疎明」「証明」の単語を使ったものが見た限りではありませんでした。
理由書の解釈は以上になります。間違えていたらすみません。

今回の返送ですが、受付印に番号に担当無しに一見失礼な理由内容での返送は、実は身の安全用力モフラーも含めた、意図的なものだった。そしてその理由内容真意の一つは公訴出来ることを否定していない、と捉えました。

あくまで検察側が国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めた結果の善意の返送、が前提の考え方ですが。

確か大和会会長さん告発の単独告発状は横浜地検から返送時に不受理理由書はなかったけど、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は、東京地検は受付印他無しだったとは云え理由書を付けて返送して来ました。

横浜地検は意思表示をして来なかった(尤も会長さん呼び出しがあったから実際の真意は判りませんが)。
でも東京地検は理由書で意思表示をして来た。
そう考えると、今度は余命さん側で検察側の隠れた意思表示、本当の意図を汲んで次の行動を、意思表示を為さって下さい、何故ならこの理由書はただの難癖付け理由書ではないんです、そう云うことを実は言いたかったのかな?と思いました。

それから法務省サイトにある検察官の職務と、あと「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言の資料(2011年2月10日)」を少しだけですが読んだ時に思いました。

公益の代表者として数多くの権限を持つその職責。ご苦労ご心労。想像すら出来ません。そんな検察官の皆さんです、検察官としてのみならず同じいち人間いち日本人として、国民の声、意思表示を無視することに相当な辛い苦しい思いをなさっている方々も必ずいらっしやるはずだ、と。

でも。家族や大切な人達の身を晒してまでもしかしたら命を晒してまで危険な事をあからさまにするだろうか？正直余りにも大き過ぎて検察官の皆さんご自身にしか判りません。自分ごときが判る訳無い。以前テレビ関係の方の投稿がありました。その時にも考えましたし未だに自分には判りません。

そしてそう思った時にまた思いました。でも今回委任状をお送りなされた皆さんに告発人に名乗りを挙げた皆さん、寄付なされた皆さん、余命本を購入なされた皆さんにアマゾンレビューを書かれた皆さん、サポートブログの皆さんに普段から余命ブログやサポートブログに投稿なされている皆さんに読んでいる皆さん、デモに参加なさる皆さん、SNSに周囲の方達に図書館にあちこち色々な所色々な方法で拡散の為行動なされている皆さん。もう書ききれない。

日々の情報をマスコミに頼り未だ何も知らない日本人に気付いて貰おうと頑張るたくさんの皆さん。

そして皆さん何かを削って行動なされている、危険を晒して行動なされている、行動なさらなくてもお心を痛めている、もう色々たくさんあり過ぎて。

もう果てしない両側の皆さんの思い。

そのことどちらも考えた時にどちらも辛い、苦しい立場だ。考えただけで心臓が押し潰されそうになる。そうだ、じゃあせめて相手の心にも寄り添って考えることを少しでも忘れないようにしよう。だってどちらの日本人も戦っているんだ。日本人はみんな戦っているんだ。ちょっと昂りましたがそう思いました。

先述の資料内容で「監査〈監察〉体制の確立」と云うものがありました。

検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関の提案が記載されていました。

そのまま転載は不味いかもと思いましたが自分で書きました、すみません↓

「組織案の例として。

- 1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。
- 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。
- 3.弁護人や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。
- 4.起訴事件の事後検証が出来る機能(例として公訴取消の勧告等)を付与。
- 5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。

6.機関構成員は検察官以外が望ましいけど、せめて裁判官や弁護士や研究者等外部からも任期制で選任(守秘義務等を課すなど準公務員レベルで)して構成員に加えるべき。」

これは、ひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。(尤もこの場合も怖いのは、この機関も不正や利権の温床に成ったら困る、なのですが。)

そう云った何かしらの監査方法プラスひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さん始めこの告発に真摯に取り組んで下さる司法側の方々やそのご家族の身の安全や保護も含めた手立ても必ず含め考えたい。兎に角先ずはひょうげさんご提案の内容は官邸メールで訴える、が最善の手立てなんでしょうか。

話は元に戻りますが理由書の、検察が裁判官に「疎明」と「証明」をするためのさらなる事実特定&証拠と因果関係をより明確にするために、検察ではなく警察へ告発状提出はどうなんだろう?と思い、もしかして検察側の真の意図は警察に提出して下さい、だったのかな?と思いました。

告訴告発の受理権限者は検察官か司法警察員。

「捜査機関に対し」は勿論警察も含まれますもんね。警察は足も含めた捜査のプロです。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下幾つかありました↓

- ・検察への直告は元々受理されにくい。理由は余りの忙しさに相当完璧な構成要件該当性をこちらから提出しないと捜査をやりたがらない、だからほぼ全て不受理に成る。

- ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

- ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある。

↑これらを読んだらやっぱり警察?と。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」を読んでも警察の方が良いのかな?と。

気に成ったのは↓

『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。つまり一応、受理義務がある。

『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措

置を執ること。他の課には公安警察も含まれるのかな?とか。

『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」で、司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容諸々とか。

「2.移送」で、次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。とか。

(余命さん側が東京地検に送付したのも確かそう云う理由がありましたね。)

1最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。色々端折ってすみません。

とにかく一端受理したら(告訴告発の法的効果としても)司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること(刑事訴訟法242条)ともあります↓

「(告訴・告発を受けた司法警察員の手続き)

第242条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」(wikibooksより)

あと「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」ですが、この件は最初に提出した告発状と証拠他で検察が公訴出来るけれども、タイミング(他の受付受理番号無しまっさらの告発状を警察に提出して、受理後に検察へ書類や証拠が送付された時点で、とかかな?)が整った段階で東京地検へ再提出して下さい、なのかな。と思いました。

それから通常の刑事事件の告訴告発は、事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は、国家の対外存立及び国民の安全と平和が懸かっている外患罪。事件が起きた管轄は日本そのもの。

だから警察へ国民の意思表示を添えた告発状を届けるのなら警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁なのだろうか?と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。

なんだかこのまま行くともう日本中の日本人の気持ち、後押し、意思表示総動員に発展しそうな勢いです。

長く成り申し訳ございませんでした。全て間違いだらけかもです。間違っていたら究極に恥ずかしいです。申し訳ございません。

前回までの投稿全て、消去なりなんなりお手数おかけ致します。重ね重ね申し訳ございません。

あと少力で新しい一年です。年末年始も美味しいものがたくさん。食事を美味しく頂くには成るべく元気な身体が一番。元気な身体を保つには普段から栄養たっぷり旬の食で滋養をつけるのが一番。日本の旬の食美

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/> <p>四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.140.137</p>	<p>コメント</p> <p>美味しい。一番。 だから余命さんスタッフのみなさん、出来るかぎり出来るだけ少しでも良いからでもやっぱり出来る以上にお身体は労ってあげて下さいませ。食は基本です。お願いいたします。 (四季の移ろい)</p>		
<input type="checkbox"/> <p>四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.140.137</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。</p> <p>今さっきあれ？何か間違えてなくね？とマジでアホな間違いに急に気付きました。 警視庁と警察庁を間違えていました。 もう一回最初からやり直しますw 泣きそうw (四季の移ろい)</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p>0 58</p>	<p>2016年12月8日 8:26 PM</p>
<input type="checkbox"/> <p>四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.140.137</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> こんにちは。</p> <p>今回は約600字を激しく超えました。申し訳ございません。 余命さんの返戻理由書テスト、再考致しました。</p> <p>『証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。 疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。』(コトバンクより)</p> <p>返戻理由書の内容解釈ですが。 「捜査及び犯人の処罰を求める場合」つまり犯罪成立させたいなら、刑罰法令が定める構成要件事実(客観性とあと外患罪と云えどもやはり主観性も?)をもう少し具体的に特定&もう少し具体的な証拠を元に裁判官に「疎明」したいので、もう少し事実特定&証拠を告発人に求めて来た。のでしょうか。</p> <p>「疎明」の単語を使った理由は、一応確からしいとの推測を裁判官が得られる状態に達するよう、証拠を提出したいから。 で、なぜ証明より低い「疎明」なのかは、構成要件事実と証拠に関しては争いようがない位疑問の余地がなく推測レベルで公訴には充分だから？ つまりさらにもう少し事実特定&証拠を持ってくれば推測段階に達する、そうすれば公訴出来る。 公訴を否定していない。 なのででしょうか。</p> <p>それから検察官さんも現状外患罪適用下を否定していません。 告発状にも記載されている国会見解の、日本の領土の</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p>0 58</p>	<p>2016年12月8日 10:35 AM</p>
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

一部に外国軍を不法に侵入させたときも外患誘致罪における武力行使にあたる、を理由書の『(もしくは武力行使しようとした事実)』の箇所で認めていますし。で良いのですか？

ただ外患誘致罪適用下と云えども発言等のみだと、表現の自由など人権関係を持ち出して適用を逃れる動きが被告発人側から出てくる可能性がある。

だから表現の自由云々が厄介だから、発言等のみと(国会見解の)武力行使との、より具体的でさらなる因果関係の「証明」を裁判官にしたいので必要、と求めて来た。

「証明」の単語を使った理由は、裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく証拠(因果関係)を提出したいから。

で、何故疎明より高い意味の「証明」なのかは、やっぱり先程の表現の自由や人権云々疑いを払拭する位の証拠(因果関係)が無いと公訴は厳しい。

でもそれがクリア出来れば公訴出来ることを否定していない。

ということでしょうか。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、受付印に番号に担当無しの一見失礼な理由内容での返送は実は身の安全的カモフラージュも含めた？意図的なものだった。そしてその真意の一つは公訴出来ることを否定していない、なのでしょうか。

あくまで検察側が国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めた結果の善意の返送、が前提の考え方ですが。

確か大和会会長さん告発の単独告発状は横浜地検から返送時に不受理理由書すらなかったけど、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は東京地検は受付印他無しだったとは云え、理由書を付けて返送して来ました。

横浜地検はどうもやる気無さげ？です(でも会長さん呼び出しがあったから実際の真意は判りませんが)。

でも東京地検は色々失礼とは云え、理由書で意思表示をして来た。

そう考えると、今度は余命さん側で検察側の隠れた意思表示、本当の意図を汲んで行動を意思表示を為さって下さい、この理由書はただの難癖付け理由書ではないんです、そう云うことを言いたかったのかな？と思いました。

それから法務省サイトにある検察官の職務と、あと「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言の資料(2011年2月10日)」を少しだけですが読んだ時に思いました。

公益の代表者として数多くの権限を持つその職責。ご苦労ご心労。想像すら出来ません。そんな検察官の皆さんです、検察官としてのみならず同じいち人間いち日本人として、国民の声、意思表示を無視することに相当な辛い苦しい思いをなさっている方々も必ずいらっしやるはずだ、と。

でも。家族や大切な人達の身を晒してまでもしかしたら命を晒してまで危険な事をあからさまにするだろうか？正直余りにも大き過ぎて検察官の皆さんご自身にしか判りません。自分ごときが判る訳無い。以前テレビ関係の方の投稿がありました。その時にも考えましたし未だに自分には判りません。

そしてそう思った時にまた思いました。でも今回委任状をお送りなされた皆さんに告発人に名乗りを挙げた皆さん、寄付なされた皆さん、余命本を購入なされた皆さんにアマゾンレビューを書かれた皆さん、サポートブログの皆さんに普段から余命ブログやサポートブログに投稿なされている皆さんに読んでいる皆さん、デモに参加なさる皆さん、SNSに周囲の方達に図書館にあちこち色んな所色んな方法で拡散の為行動なされている皆さん。もう書ききれない。

日々の情報をマスコミに頼り未だ何も知らない日本人に気付いて貰おうと頑張るたくさんの皆さん。

そして皆さん何かを削って行動なされている、危険を晒して行動なされている、行動なさらなくてもお心を痛めている、もう色々たくさんあり過ぎて。

もう果てしない両側の皆さんの思い。

そのことどちらも考えた時にどちらも辛い、苦しい立場だ。考えただけで心臓が押し潰されそうになる。そうだ、じゃあせめて相手の心にも寄り添って考えることを少しでも忘れないようにしよう。だってどちらの日本人も戦っているんだ。日本人はみんな戦っているんだ。ちょっと昂りましたがそう思いました。

先述の資料内容で「監査〈監察〉体制の確立」と云うものがありました。

検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関の提案が記載されていました。

そのまま転載は不味いかもと思いましたが自分で書きました、すみません↓

「組織案の例として。

- 1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。
- 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。
- 3.弁護士や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。
- 4.起訴事件の事後検証が出来る機能(例として公訴取消の勧告等)を付与。
- 5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。
- 6.機関構成員は検察官以外が望ましいけど、せめて裁判官や弁護士や研究者等外部からも任期制で選任(守秘義務等を課すなど準公務員レベルで)して構成員に加えるべき。」

これは、ひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。(尤もこの場合も怖いのは、この機関も不正や利権の温床に成ったら困る、なのですが。)

そう云った何かしらの監査方法プラスひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さん始めこの告発に真摯

に取り組んで下さる司法側の方々やそのご家族の身の安全や保護も含めた手立ても必ず含め考えたい。
兎に角先ずはひょうげさんご提案の内容は官邸メールで訴える、が最善の手立てなのでしょうか。

話は元に戻りますが理由書の、検察が裁判官に「疎明」と「証明」をするためのさらなる事実特定&証拠と因果関係をより明確にする為に、検察ではなく警察、司法警察員へ告発状提出はどうなんだろう? と思ひ、もしかして検察側の真の意図は警視庁に提出して下さい、だったのかな? と。

「捜査機関に対し」は勿論警察も含まれますもんね。警察は足も含めた捜査のプロです。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下幾つかありました↓

- ・ 検察への直告は元々受理されにくい。理由は余りの忙しさに相当完璧な構成要件該当性をこちらから提出しないと捜査をやりたがらない、だからほぼ全て不受理に成る。

- ・ ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

- ・ 警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある。

↑これらを読んだらやっぱり警察? と。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」を読んでも警察の方が良いのかな? と。

気に成ったのは↓

『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。つまり一応、受理義務? がある。

『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。他の課には公安警察も含まれるのかな? とか。

『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」で、司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容諸々とか。

「2.移送」で、次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。とか。

(余命さん側が東京地検に送付したのも確かそう云う理由がありましたね。)

↑最後まで諸々読んで警察に届け出るのも良さげ? と思いました。色々端折ってすみません。

とにかく一端受理したら(告訴告発の法的効果としても)司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること(刑事訴訟法242条)ともあります↓

『(告訴・告発を受けた司法警察員の手続き)

第242条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。』(wikibooksより)

あと「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」ですが、この件は最初に提出した告発状と証拠他で検察が公訴出来るけれども、タイミング(他の受付印他まっさらの告発状を警察に提出して受理後に検察へ書類や証拠が送付された時点で、とかかな?)が整った段階で東京地検へ再提出して下さい、なのかな。と思いました。

それから通常の刑事事件の告訴告発は、事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが成るべく良いそうです。

ですがこの告発は、国の対外存立及び国民の安全と平和が掛かっている外患罪。事件が起きた管轄は日本そのもの。だから警察へ告発状を届けるのなら国家公安委員会の管理の元にもある警視庁が最適なのだろうか?と思いました。

以上諸々鑑みて余命さんの返戻理由書テスト、再考の今回の答えとさせていただきます。

なんだかこのまま行くともう日本中の日本人の気持ち、後押し、意思表示総動員に発展しそうな勢いです。言い過ぎでしょうか?

長く成り申し訳ございませんでした。他にもバラバラ思ったのですがもうさっぱり忘れまして。また思い付きましたら纏めて投稿致します。もうこれで終わりかも知れませんが。

昨日投稿したかったのですが、自分の中の答えが少しだけ見えた時点で安心したのか結局何も調べずにスマホに突っ伏して寝てしまいました。言い訳です。遅くなり申し訳ございません。

根本から何から全て間違いだらけかも知れませんが。間違っていたら究極に恥ずかしいです。申し訳ございません。

先日の投稿4つ、消去破棄なりなんなりお手数おかけ致します。重ね重ね申し訳ございません。

あと少しで新しい一年です。年末年始も美味しいものがたくさん。食事を美味しく頂くには成るべく元気な身体が一番。元気な身体を保つには普段から栄養たっぷり旬の食で滋養をつけるのが一番。日本の旬の食美味しい。一番。

だから余命さんスタッフのみなさん、出来るかぎり出来るだけ少しでも良いからでもやっぱり出来る以上にお身体は労ってあげて下さいませ。食は基本です。お願いいたします。

(四季の移ろい)

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<div data-bbox="137 188 175 228">□</div> <div data-bbox="201 185 272 253"></div> <div data-bbox="284 188 448 224">四季の移ろい</div> <div data-bbox="284 226 392 257">6 が承認</div> <div data-bbox="199 266 448 448"> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.140.137</p> </div>	<div data-bbox="483 188 1121 224">余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small></div> <div data-bbox="483 239 1121 1173"> <p>何度もごめんなさい。 先程の投稿で相手の心にも寄り添って考える、と偉そうなことを書いておきながら、今余命さんの最新更新を読んで気付き慌てましたので一箇所だけ直して再投稿致します。 その箇所は横浜地検の箇所です。後は一言一句同じです。 しかもお身体大切にしたいと自分でしつこく頼んでおきながら自分が余計なことばかりしています。話に成りません。本当にごめんなさい。多分これで今回最後の投稿かも知れませんが(すぐ忘れるアホ故またやるかもですが)ご迷惑はお掛けしないと思いません。 ぐだぐだすみません。 もう一度ミスが無いかチェックしてから再投稿致します。 今年もお世話に成りました。 来年もまた宜しく願いいたします。 明日は初代余命かずさんのご命日です。 人と人との出会い。つながり。 全てに感謝です。 そしてずっとこの先も現余命さんである現余命さん、スタッフのみなさん、心からありがとうございます。(四季の移ろい)</p> </div>	<div data-bbox="1153 188 1329 293"> <p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> </div> <div data-bbox="1153 304 1249 360"> <p>0 58</p> </div>	<div data-bbox="1369 188 1528 257"> <p>2016年12月8日 10:26 AM</p> </div>
<div data-bbox="137 1308 175 1348">□</div> <div data-bbox="201 1305 272 1373"></div> <div data-bbox="284 1308 448 1344">四季の移ろい</div> <div data-bbox="284 1346 392 1377">6 が承認</div> <div data-bbox="199 1386 448 1568"> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.140.137</p> </div>	<div data-bbox="483 1308 1121 1344">余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small></div> <div data-bbox="483 1359 1121 2159"> <p>こんにちは。 今回は約600字を激しく超えました。申し訳ございません。 余命さんの返信理由書テスト、再考致しました。 『証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。 疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。』(コトバンクより) 返信理由書の内容解釈ですが。 「捜査及び犯人の処罰を求める場合」つまり犯罪成立させたいなら、刑罰法令が定める構成要件事実(客観性とあと外患罪と云えどもやはり主観性も?)をもう少し具体的に特定&もう少し具体的な証拠を元に裁判官に「疎明」したいので、もう少し事実特定&証拠を告発人に求めて来た。のでしょうか。 「疎明」の単語を使った理由は、一応確からしいとの推測を裁判官が得られる状態に達するよう、証拠を提出したいから。</p> </div>	<div data-bbox="1153 1308 1329 1413"> <p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> </div> <div data-bbox="1153 1424 1249 1480"> <p>0 58</p> </div>	<div data-bbox="1369 1308 1528 1377"> <p>2016年12月8日 6:44 AM</p> </div>
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

で、なぜ証明より低い「疎明」なのかは、構成要件事実と証拠に関しては争いようがない位疑問の余地がなく推測レベルで公訴には充分だから？

つまりさらにもう少し事実特定&証拠を持ってくれば推測段階に達する、そうすれば公訴出来る。

公訴を否定していない。

なのでしょうか。

それから検察官さんも現状外患罪適用下を否定していません。

告発状にも記載されている国会見解の、日本の領土の一部に外国軍を不法に侵入させたときも外患誘致罪における武力行使にあたる、を理由書の『(もしくは武力行使しようとした事実)』の箇所では認めています。で良いのですか？

ただ外患誘致罪適用下と云えども発言等のみだと、表現の自由など人権関係を持ち出して適用を逃れる動きが被告発人側から出てくる可能性がある。

だから表現の自由云々が厄介だから、発言等のみと(国会見解の)武力行使との、より具体的でさらなる因果関係の「証明」を裁判官にしたいので必要、と求めて来た。

「証明」の単語を使った理由は、裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく証拠(因果関係)を提出したいから。

で、何故疎明より高い意味の「証明」なのかは、やっぱり先程の表現の自由や人権云々疑いを払拭する位の証拠(因果関係)が無いと公訴は厳しい。

でもそれがクリア出来れば公訴出来ることを否定していない。

ということでしょうか。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、受付印に番号に担当無しの一見失礼な理由内容での返送は実は身の安全的カモフラージュも含めた？意図的なものだった。そしてその真意の一つは公訴出来ることを否定していない、なのでしょうか。

あくまで検察側が国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めた結果の善意の返送、が前提の考え方ですが。

確か大和会会長さん告発の単独告発状は横浜地検から返送時に不受理理由書すらなかったけど、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は東京地検は受付印他無しだったとは云え、理由書を付けて返送して来ました。

どちらにしろ横浜地検は元々本当にやる気無い。でも東京地検は色々失礼とは云え、理由書で意思表示をして来た。

そう考えると、今度は余命さん側で検察側の隠れた意思表示、本当の意図を汲んで行動を意思表示を為さって下さい、この理由書はただの難癖付け理由書ではないんです、そう云うことを言いたかったのかな？と思いました。

それから法務省サイトにある検察官の職務と、あと「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言の資料(2011年2月10日)」を少しだけですが読んだ時に思いました。

公益の代表者として数多くの権限を持つその職責。ご苦労ご心労。想像すら出来ません。そんな検察官の皆さんです、検察官としてのみならず同じいち人間いち日本人として、国民の声、意思表示を無視することに相当な辛い苦しい思いをなさっている方々も必ずいらっしやるはずだ、と。

でも。家族や大切な人達の身を晒してまでもしかしたら命を晒してまで危険な事をあからさまにするだろうか？正直余りにも大き過ぎて検察官の皆さんご自身にしか判りません。自分ごときが判る訳無い。以前テレビ関係の方の投稿がありました。その時にも考えましたし未だに自分には判りません。

そしてそう思った時にまた思いました。でも今回委任状をお送りなされた皆さんに告発人に名乗りを挙げた皆さん、寄付なされた皆さん、余命本を購入なされた皆さんにアマゾンレビューを書かれた皆さん、サポートブログの皆さんに普段から余命ブログやサポートブログに投稿なされている皆さんに読んでいる皆さん、デモに参加なさる皆さん、SNSに周囲の方達に図書館にあちこち色々な所色々な方法で拡散の為行動なされている皆さん。もう書ききれない。

日々の情報をマスコミに頼り未だ何も知らない日本人に気付いて貰おうと頑張るたくさんの皆さん。

そして皆さん何かを削って行動なされている、危険を晒して行動なされている、行動なさらなくてもお心を痛めている、もう色々たくさんあり過ぎて。

もう果てしない両側の皆さんの思い。

そのことどちらも考えた時にどちらも辛い、苦しい立場だ。考えただけで心臓が押し潰されそうになる。そうだ、じゃあせめて相手の心にも寄り添って考えることを少しでも忘れないようにしよう。だってどちらの日本人も戦っているんだ。日本人はみんな戦っているんだ。ちょっと昂りましたがそう思いました。

先述の資料内容で「監査〈監察〉体制の確立」と云うものがありました。

検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関の提案が記載されていました。

そのまま転載は不味いかもと思いましたが自分で書きました、すみません↓

「組織案の例として。

- 1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。
- 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。
- 3.弁護人や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。
- 4.起訴事件の事後検証が出来る機能(例として公訴取消の勧告等)を付与。
- 5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。

6.機関構成員は検察官以外が望ましいけど、せめて裁判官や弁護士や研究者等外部からも任期制で選任(守秘義務等を課すなど準公務員レベルで)して構成員に加えるべき。」

これは、ひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。(尤もこの場合も怖いのは、この機関も不正や利権の温床に成ったら困る、なのですが。)

そう云った何かしらの監査方法プラスひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さん始めこの告発に真摯に取り組んで下さる司法側の方々やそのご家族の身の安全や保護も含めた手立ても必ず含め考えたい。兎に角先ずはひょうげさんご提案の内容は官邸メールで訴える、が最善の手立てなんでしょうか。

話は元に戻りますが理由書の、検察が裁判官に「疎明」と「証明」をするためのさらなる事実特定&証拠と因果関係をより明確にする為に、検察ではなく警察、司法警察員へ告発状提出はどうなんだろう?と思ひ、もしかして検察側の真の意図は警視庁に提出して下さい、だったのかな?と。

「捜査機関に対し」は勿論警察も含まれますもんね。警察は足も含めた捜査のプロです。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下幾つかありました↓

- ・検察への直告は元々受理されにくい。理由は余りの忙しさに相当完璧な構成要件該当性をこちらから提出しないと捜査をやりたがらない、だからほぼ全て不受理に成る。

- ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

- ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある。

↑これらを読んだらやっぱり警察?と。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」を読んでも警察の方が良いのかな?と。

気に成ったのは↓

『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。つまり一応、受理義務?がある。

『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。他の課には公安警察も含まれるのか

な?とか。

『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」で、司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容諸々とか。「2.移送」で、次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。とか。(余命さん側が東京地検に送付したのも確かそう云う理由がありましたね。)

↑最後まで諸々読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。色々端折ってすみません。

とにかく一端受理したら(告訴告発の法的効果としても)司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること(刑事訴訟法242条)ともあります↓

『(告訴・告発を受けた司法警察員の手続き)

第242条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。』(wikibooksより)

あと「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」ですが、この件は最初に提出した告発状と証拠他で検察が公訴出来るけれども、タイミング(他の受付印他まっさらの告発状を警察に提出して受理後に検察へ書類や証拠が送付された時点で、とかかな?)が整った段階で東京地検へ再提出して下さい、なのかな。と思いました。

それから通常の刑事事件の告訴告発は、事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが成るべく良いそうです。

ですがこの告発は、国の対外存立及び国民の安全と平和が掛かっている外患罪。事件が起きた管轄は日本そのもの。だから警察へ告発状を届けるのなら国家公安委員会の管理の元にもある警視庁が最適なのだろうか?と思いました。

以上諸々鑑みて余命さんの返戻理由書テスト、再考の今回の答えとさせていただきます。

なんだかこのまま行くともう日本中の日本人の気持ち、後押し、意思表示総動員に発展しそうな勢いです。言い過ぎでしょうか?



長く成り申し訳ございませんでした。他にもバラバラ思ったのですがもうさっぱり忘れしました。また思い付きましたら纏めて投稿致します。もうこれで終わりかも知れませんが。

昨日投稿したかったのですが、自分の中の答えが少しだけ見えた時点で安心したのか結局何も調べずにスマホに突っ伏して寝てしまいました。言い訳です。遅くなり申し訳ございません。

根本から何から全て間違いだらけかも知れませんが。間違っていたら究極に恥ずかしいです。申し訳ございません。

先日の投稿4つ、消去破棄なりなんなりお手数おかけ致します。重ね重ね申し訳ございません。

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	<p>あと少しで新しい一年です。年末年始も美味しいものがたくさん。食事を美味しく頂くには成るべく元気な身体が一番。元気な身体を保つには普段から栄養たっぷり旬の食で滋養をつけるのが一番。日本の旬の食美味しい。一番。</p> <p>だから余命さんスタッフのみなさん、出来るかぎり出来るだけ少しでも良いからでもやっぱり出来る以上にお身体は労ってあげて下さいませ。食は基本です。お願いいたします。</p> <p>(四季の移ろい)</p>		

<p><input type="checkbox"/>  四季の移ろい 6 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.164.201</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち ごめんなさい。</p> <p>あともう一つ、すみません。</p> <p>確か大和会会長さん告発の単独告発状は横浜地検から返送時に不受理理由書すらなかったのに対し、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は東京地検は判子他不完全だったとは云え、理由書を付けて返送して来ました。</p> <p>どちらにしろ横浜地検は本当にやる気無い。東京地検は色々失礼とは云え、意思表示をして来た。そこから余命さん側が東京地検の本当の意図を汲んで行動為さって下さい。あの理由書はただの難癖付け理由書ではない、そう云うことなんではないでしょうか？間違っていたらごめんなさい。</p> <p>あと警察へ告発状提出の場合、その後公安警察も関係してくるとかはあるのかな？勉強不足ですみません。取り扱い要綱含め、あとでまた一から勉強します。何か浮かびましたら成るべくきちんと纏めて投稿致します。</p> <p>無駄でも言い続けます。休める時は成るべくお身体休ませて下さいね。いつもありがとうございます。</p> <p>(四季の移ろい)</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p> 58</p>	<p>2016年12月6日 8:37 AM</p>
---	--	---	---------------------------

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
-----	------	-------	------

一括操作 ▼ 適用 374個の項目 << < 18 / 19 > >>